

# 活かしてナンボの会計

## 民法改正と事業承継税制の特例

### ■ 税理士法人 袖野会計

- ・代表社員 公認会計士・税理士 袖野守康
- ・社員 公認会計士・税理士 北爪功一

税理士法人袖野会計は、中堅・中小企業の税務会計業務のほか、経営改善、組織再編、事業承継、資金調達、会計システム導入、企業価値評価、事業再生などの支援業務を多数手掛ける。税務会計の処理代行だけでなく、企業に求められる財務戦略や経営企画の立案及び実行支援も行っている。株式会社の社外取締役・監査役、公益法人の監事等にも在任。(〒320-0806 宇都宮市中央1丁目9番11号 大銀杏ビル2階 TEL.028-651-3460 (代表) FAX.028-651-3461 URL : <http://www.sdncpa.or.jp> E-mail : [soumu@sdncpa.or.jp](mailto:soumu@sdncpa.or.jp))



### 1. 民法改正

民法の相続に関する規定いわゆる相続法の改正案が、法務大臣の諮問機関である法制審議会での3年間審議の上、3月上旬に通常国会に提出された。現在審議中であるが、成立すれば2019年度中に施行される見通しで、約40年ぶりの大改正となる。

法改正におけるポイントは、ひとつは、自筆証書遺言に関する改正で、財産目録など一部で自筆することを免除することにより表計算ソフトの利用も可能とした。また、自筆証書遺言を法務局で保管する制度を新設する。申請時に法務局が、遺言が法定の書式通りかチェックの上保管することとなるので、公正証書遺言でなくとも裁判所での検認が不要となる。このほか、配偶者が自宅に終身住み続けられる配偶者居住権の新設、婚姻期間20年以上の夫婦間で贈与された自宅を遺産分割の計算から除外、子の配偶者などにも介護の貢献分を金銭で請求することを可能にしている。

重要なポイントは、遺留分に関する見直しである。現行法上は、遺留分を侵害された者(以下、遺留分権利者とする。)はその遺留分を取り戻すため遺留分減殺請求を相手方に申し立てる。減殺とは、贈与の効力を取り消すことであり、贈与が減殺された場合、贈与の目的物は遺留分権利者にも帰属することとなり、当該受贈者と遺留分権利者の共有となる。このため、被相続人の生前贈与分を含んだ財産が法定相続人の共有となり、和解が成立しなければ、共有物分割訴訟を提起して分割するなど、早期に分割することができなかった。

これに対して、改正法案では、遺留分権利者は減殺ではなく、遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することのみができる遺留分侵害請求権を有することとなる。

共有物分割訴訟の提起も無くなり、現金がすぐ用意できない場合は、裁判所の判断により支払期限を延ばせる仕組みも設けられている。現行の裁判所での、和解や調停において、遺留分の決済は現金で行われており、当事者間でも現金決済のケースは多く、法改正により権利が明確になれば早期解決が進むと期待されている。

遺留分に関する法改正の次のポイントは、現行法では、被相続人から相続人に対する贈与は、特別受益に該当する限り、遺留分算定の基礎となり、減殺請求の対象となる(経営承継円滑化法による民法特例を除く)。これに対して、改正法案では、遺留分算定の基礎となる贈与は、原則として相続開始前10年間になされたものに限られる。

なお、法定相続人以外の者への贈与は、相続開始前1年間になされた贈与が遺留分算定の基礎とされている点については、今回改正はない。

### 2. 民法改正と平成30年事業承継税制

改正法は、上記の通り、遺留分権利者の権利を一部制限する内容となっており、平成30年事業承継税制における非上場株式にかかる贈与税の納税猶予制度を利用した場合、遺留分侵害に影響する改正は、遺留分の算定基礎から、10年超の贈与が除外された点である。しかし、改正法案でも、相続開始前10年以前になされた贈与でも、当事者双方が遺留分権利者に損害を与えることを知って贈与した時は、遺留分算定の基礎とされるとしており、10年超の時間をかけて計画的に贈与することにより、遺留分侵害のリスクが無くなるわけではない。納税猶予制度を利用するケースは、高株価の非上場株式であるので、他の相続人の遺留分がどうしても生じることとなり、しかも、相続人全員による相続税の税務申告時により、その高株価である事実が判明してしまうので、遺留分侵害請求がなされることは容易に想像がつく。

したがって、今回の改正民法が施行されたとしても、経営承継円滑化法の民法特例は、事業承継にあたって、多いに意義があるものと考えられる。